

## 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請 にかかる留意事項について

### 1 目的

介護給付適正化事業の1つである「住宅改修の点検」を重点的に取り組むため、長岡市では、令和5年6月から理学療法士等のリハビリテーション専門職が住宅改修の内容について点検をしています。

利用者の自立支援に資する改修内容であるかといった観点から点検を行うため、利用者の生活環境、動作等を確認する必要があります。

つきましては、以下の事項を確認のうえ、適切な書類の提出をお願いします。

### 2 追加する提出物

#### 間取り図（必須）

生活動線把握のため、利用者の動線を記載した間取り図（手書きなど簡易なもので可）の提出をしてください。

※介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認申請書の様式を変更しましたので、最新の様式を使用してください。

### 3 理由書

- 必要な改修について、施工業者だけでなく、ケアマネジャーと検証したうえで理由書を作成してください。
- 理由書 P2 について、改修が必要な理由を具体的に記載してください。  
②具体的な困難な状況 ③改修の方針 の順で具体的に記載してください。  
例 ②けがや病気により〇〇動作が□□な状況となり、妻の介助が必要になった。  
③この部屋のこの場所に、手すりや段差解消をすることによって、困難であった〇〇動作が□□な方法となり、見守りで行えるようになる、屋内移動が見守りとなることで日課が再び行えるようになる。
- 理由書に不明点がある場合は、理由書作成者に内容を確認します。
- 退院、退所前であっても、住宅で本人の動作・動線を現地確認後、理由書を作成してください。またリハビリテーション職が同席した場合は、その旨、記載してください。
- 段差の解消や床材の変更の場合、利用者に必要な動線幅のみが対象です。必要幅の数値とその必要幅の判断理由を理由書に明記してください。  
例 通行する車椅子幅が〇cm であり、車椅子の後方から一人介助でスロープを通行するため〇〇cm の幅が必要となる。スロープの長さは〇cm、〇度の傾斜となる。

- 建物等の老朽化のため必要となる工事は対象になりません。
- 将来を見据えた利用者の身体状況の悪化に備えるための工事は対象になりません。

例：現在、歩行しているが、将来、車椅子の使用を見込みスロープ設置

#### 4 写真

- 手すり設置場所は拡大した写真だけでなく、改修する場所の全体を映した写真を添付してください。
- 同一場所を追加で改修する際には、以前に行った改修内容を記載してください。

#### 5 その他

- 事前確認の審査期間は概ね 1 週間～10 日でしたが、専門職による点検を行うため、審査期間は **10 日～14 日**となります。  
今まで以上に着工期間に余裕を持って申請をお願いします。
- 介護保険の住宅改修においては、利用者の在宅生活の柱となるものです。  
利用者・家族の希望だけでなく、利用者の自立支援に資する改修となるよう、施工事業者、ケアマネジャー、必要に応じて専門職（リハビリ関係者、福祉用具事業者）と連携し、改修内容を検討してください。
- 工事内容に変更が生じた際は、直ちに担当ケアマネジャーに連絡してください。  
ケアマネジャーから介護保険課へ連絡いただき、変更内容を確認します。

担当：介護保険課 給付係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278